北海道根室振興局告示第61号 漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、すけとうだら固定式刺し網漁業(北方四島周辺海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制 限措置を次のとおり定めた。 令和4年12月16日

北海道知事 鈴 木 直 道

制限措置						計可なはお業の割っ	備  考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業 の認可をすべき船 舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可 を申請すべき期間	
すけとうだら 固定 式刺し 網 製 に に に に に に に に に に に に に	間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」(以下「協定」という。)付表にいう第6点、第7点、第8点、第9点、第10点、第11点、第12点及び第13点	られた期間である1		20トン未満	ア 住所 解示する 事 4 操 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	令和4年12月26日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年12月31日まで、令和5年1月1日から同年12月31日まで、令和5年1月1日以降の許可は計可の日から令和5年12月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和4年12月31日以前の認認は令和5年1月1日から同年6月30日まで、令和5年1月1日から同年6月30日まで、令和5年1月1日から同年6月30日まで、今和5年1月1日から同年6月30日まで、今和5年1月1日から同年6月30日まで、今和5年1月1日から同年6月30日まで、今和5年1月1日から同年6月30日まで、今和5年1月1日以降の認可の月から6ヶ月までとする。 3. 申請書の提出先は、根室振興局産業振興部水産連ととがある。(1)了解党書及び「協定第一条に規定ついては、次に揚げる内容の条件を付けることがある。(1)了解党書及び「協定第一条に規定しては、これを遵守しなが高端ではおきない。と)では、漢業対象物でとは、次に場でする指針」で示された事項に関しては、これを遵守しては、2)(一社)北海道水産会から交付された指示書等により契かの理捕をしては、2)(一社)北海道水産会から交付された指示書等により現金を受けた上間域であるが、また、投業業対象物の行流漁を受けたは、2)(一社)北海道水産会から次付された指示書等により設定をでいる場合ない。(3)船構をの側側は全てオレンジを付いた流をでいる場合を付れているらない。またに、暴風所、この限りではなければならない事は、2)(4)操業中のは、漁船の損傷、その他やむを得ない事は、2)の網目のの金融機により、ののとは、2)のの銀ーに漁獲物を陸揚により、緩慢を使い、場合を除いをは他の船上に対り、ののとは、本のでは対し、大きにもの目に対しては、大きのも対のでは対し、大きにも船には、漁業を得ない事に機構をはいまり、7)使用する船舶は、漁業時期の付け、漁業を受けた後、配らなりに報告のない。となけに後合を除き、対の封印を受けた後、配らなりに報告がない。となければならない。となお、知時でははならない。での要などVMSの正常な機能では、出港時から入船舶位間は決めるであい、要なりが機能が回復さない。「10)搭載状況等を確認し配きを中止した場合、船段を行けたはならない。「2)以外ののででな機能が付上した場合、船段を行けては、10)搭載状況等を確認機能を停止して場合を発ければならない。であり対りに報告を受ければならない。であり対りに報告を受ければならない。でありが機能が回復さない、であり対りに対した場合、船段を行けた後、本の関しの対しが対しまが機能を停止してはならない。の変をサればならない。でありが機能が回復を確認するまでの間は、10)搭載が対の機能が回復を確認するまでの間は、10)搭載が対の機能が可能を発しては、10)搭載が対の機能が可能を受ければならない。でありが機能を停止した場合、船段では、200円に報告を停止したり、200円に報告をでは、200円に報告を停止したり、200円に報告をでは、200円に報告を停止したり、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告では、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に報告をでは、200円に対した。200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しまでは、200円に対しに対しまでは、200円に対した。200円には、200円に対しないがは、200円には、200円には、200円には、200円に対しないが、200円に対しないは、200円に対しに対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対したが、200円に対したが、200円に対しに対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、200円に対しないが、20